三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市山田町山田字山ノ神三三六の二、三三六の五、三三六の六、三三六の八から三三六の一〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ神三三六の二・三三六の五・三三六の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三三六の八から三三六の一〇まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ケ瀬町大字三ケ所字上松葉七五七六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び五ケ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　兵庫県川辺郡猪名川町仁頂寺字中筋六八の一、字愛宕八七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び猪名川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　山梨県韮崎市穂坂町上今井字上組一四八五から一四八八まで、一四九八、一五〇〇、一五〇五、一五〇六、一五一三の一、一五一三の二、一五一四、一五一六の二、一五一八の二、一五一九の一、一五二三の二、一五二四から一五二六まで、一五三〇から一五三二まで、一五三五から一五三七まで、一五四四の一、一五四四の二、一五四五、一五四六、字中組一四五〇、一四五一、字天神ハキ一六七〇の四、一六八〇、一六八一の三、一六九三、一六九四の一から一六九四の三まで、一六九五から一六九七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上組一四八五から一四八八まで・一四九八・一五〇〇・一五〇五・一五〇六・一五一四・一五一八の二・一五一九の一・一五二三の二・一五二四・一五二六・一五三〇から一五三二まで・一五三五・一五三六・一五三九から一五四二まで・一五四四の一（以上二十四筆について次の図に示す部分に限る。）、一五二五、一五四四の二、一五四五、一五四六、字天神ハキ一六七〇の四・一六八〇・一六八一の三・一六九四の一・一六九四の三・一六九五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一六九四の二、一六九六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　東京都八王子市元八王子町三丁目二八九〇（次の図に示す部分に限る。）、二八九一、二八九二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　三重県南牟婁郡紀宝町鮒田字野辺尾五四九の二、五五〇、五六九から五七二まで、字湯ノ谷五五一、五五二、五五四、五五五、五五七、五五八の一、五五八の三、五五八の四、五五九から五六一まで、五五九の一、字布引五六二、五六七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供する。）